

議案第48号	三田市立幼稚園預かり保育条例の制定について
総務課	三田市立幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育を実施することにより、幼児の心身の健全な発達を促進するとともに、保護者の子育てを支援することを目的として当該条例を制定しようとするもの。
<p><b>【趣 旨】</b> 幼児の心身の健全な発達を促進するとともに保護者の子育てを支援することを目的として預かり保育を実施するとともに、預かり保育に係る保育料を徴収するためこの条例を制定しようとするもの。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●預かり保育の定員（第3条関係） 50人を上限とする。ただし、三田市教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</li> <li>●預かり保育料（第5条関係） 園児一人につき日額400円</li> <li>●納付期日（第6条関係） 預かり保育を受ける園児の保護者は、当該月分の預かり保育料を翌月の指定する期日までに納めなければならない。 ※その他預かり保育を行わない日や預かり保育の申請承認手続き等詳細は規則で定める。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 平成24年4月1日</p>	